

8.2.4 水質汚濁

(1) 水質

計画道路及びその周辺の河川の水質の状況について、水質測定結果を表 8.2-16 に示します。各測定地点の位置は、図 8.2-8 に示すとおりです。

平成 24 年度から平成 28 年度の水質測定結果によると、水素イオン濃度 (pH) 7.9~8.4、生物化学的酸素要求量 (BOD) 0.7mg/L~2.2mg/L、浮遊物質 (SS) 2 mg/L~4 mg/L でした。2 地点において各項目ともに環境基準を下回っていました。

水質の経年変化は図 8.2-9 に示すとおりです。

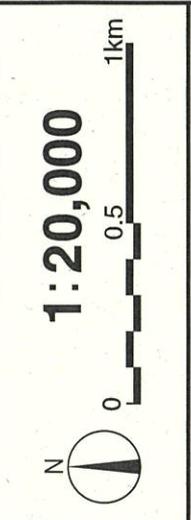
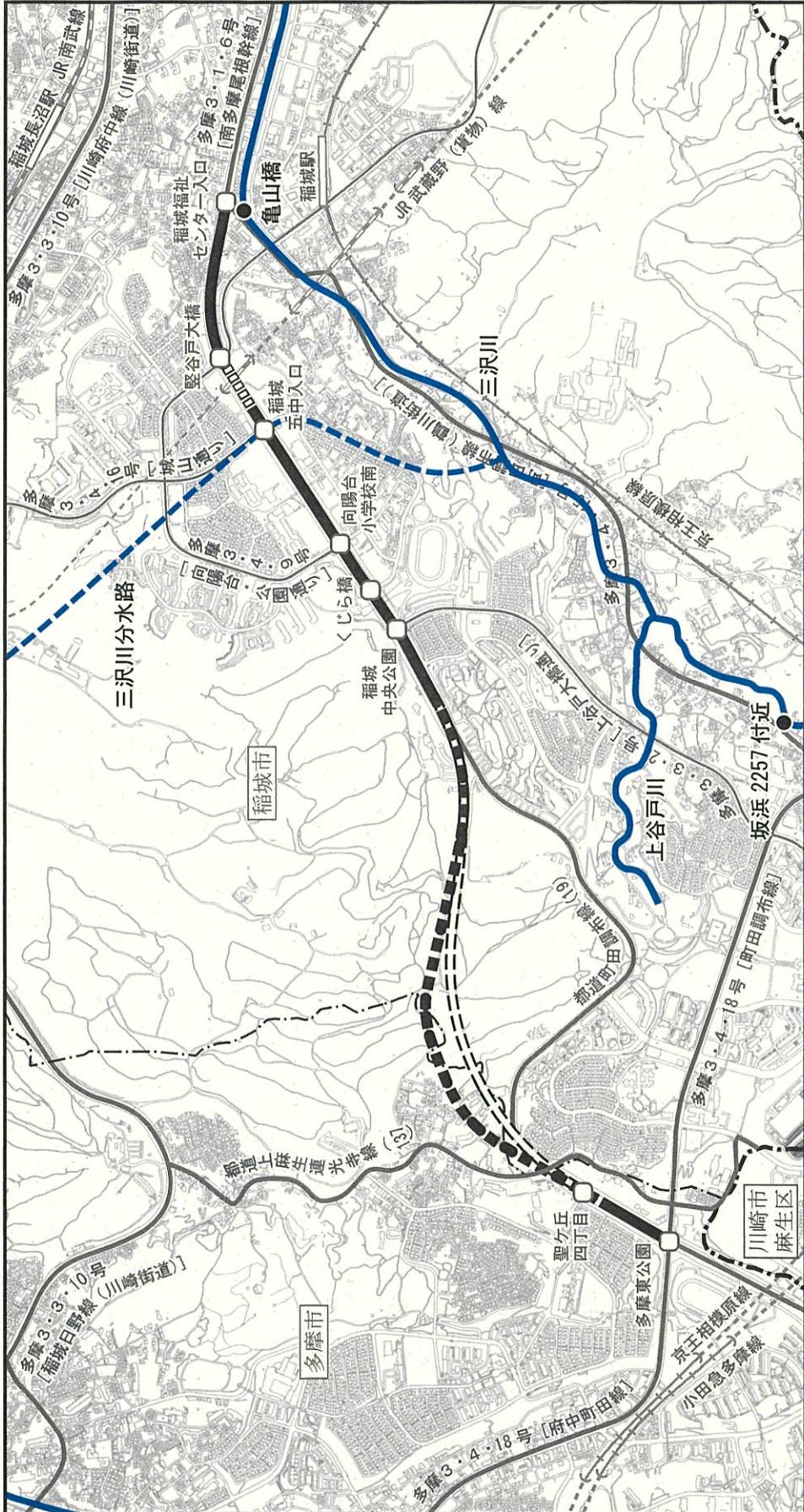
水素イオン濃度の年平均値は、過去 5 年間ほぼ横ばいで推移していました。生物化学的酸素要求量の年平均値では、測定年度によって多少の増減はありますが、横ばい傾向がみられました。浮遊物質の年平均値は、ほぼ横ばい傾向がみられます。

表 8.2-16 各測定地点の水質の状況

測定機関	河川	測定地点	環境基準 類型指定	年度	年平均値		
					水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 BOD (mg/L)	浮遊物質 SS (mg/L)
稲城市	三沢川	坂浜 2257 付近	C	24	7.9	1.0	2
				25	7.9	0.7	3
				26	8.0	0.8	4
				27	7.9	1.1	2
				28	8.1	0.8	3
		亀山橋	C	24	8.4	2.2	3
				25	8.2	1.7	4
				26	8.3	1.2	2
				27	8.1	1.8	2
				28	8.4	1.3	2

注) 環境基準値 C:水素イオン濃度 6.5以上8.5以下 生物化学的酸素要求量 5mg/L以下
浮遊物質 50mg/L以下

資料: 「生活環境の保全に関する環境基準(河川)」(平成 30 年 12 月閲覧 環境省ホームページ)
「稲城市の環境」(平成 30 年 5 月 稲城市)

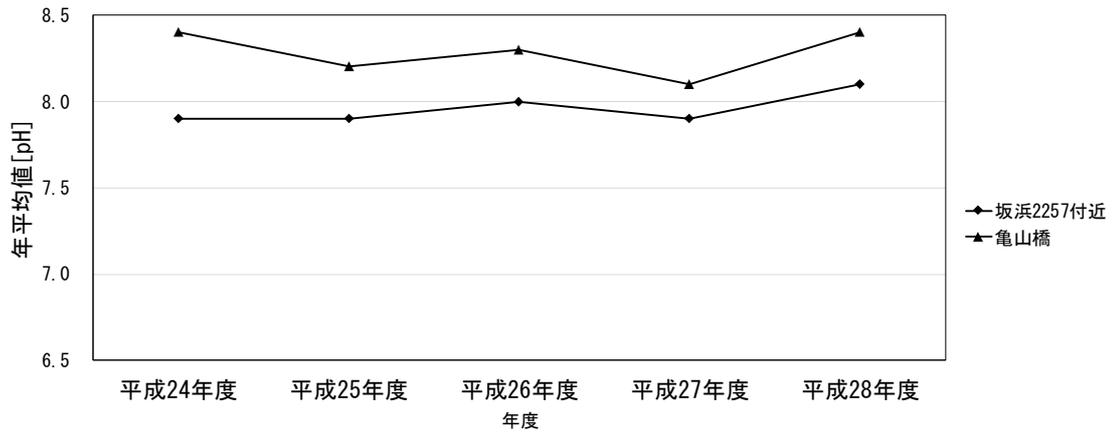


- 凡例**
- 計画道路 (平面構造)
 - 計画道路 (トンネル構造 (A案 既定都市計画案))
 - 計画道路 (トンネル構造 (B案 南側変更案))
 - 計画道路 (橋梁構造)
 - 都県界
 - 市界
 - 道路 (主要地方道・一般都道)
 - 道路 (計画道路と交差する主な市道)
 - 交差点
 - 鉄道
 - 河川
 - 水質調査地点

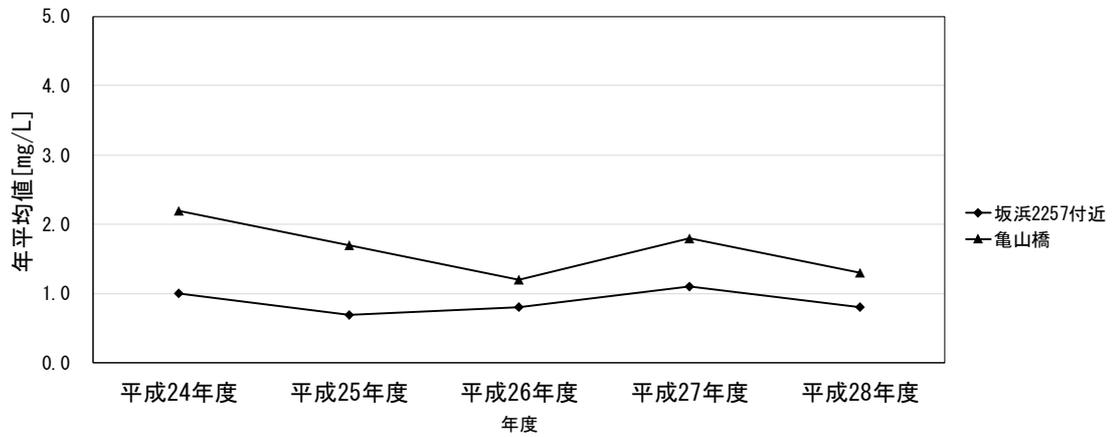
図 8.2-8 河川水質測定地点等

資料：「稲城市の環境」(平成30年5月 稲城市)
「多摩川水系三沢川河川整備計画」(平成27年4月 東京都 神奈川県 神奈川県)

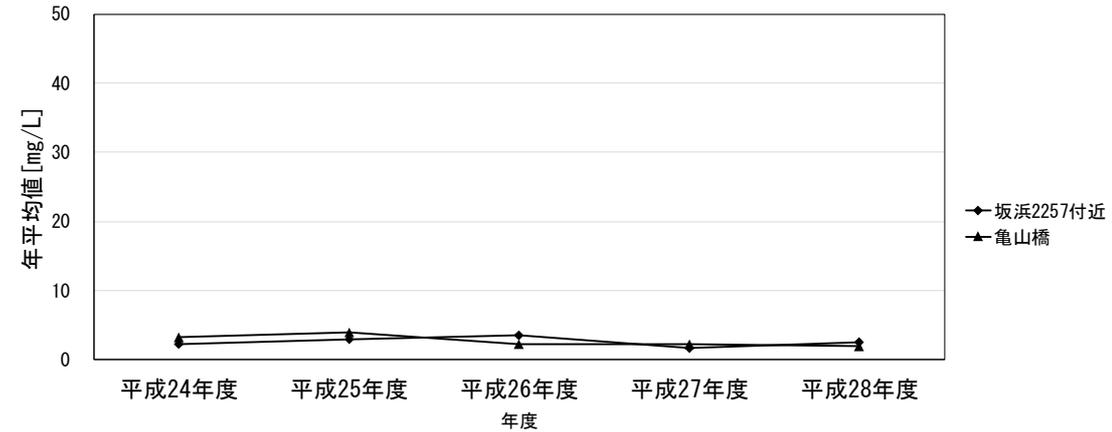
水素イオン濃度 (pH)



生物学的酸素要求量 (BOD)



浮遊物質 (SS)



資料: 「稲城市の環境」(平成 30 年 5 月 稲城市)

図 8.2-9 水質の経年変化

(2) 公害苦情の状況

多摩市及び稲城市における平成 24 年度から平成 28 年度の水質汚濁に係る公害苦情件数は表 8.2-17 に示すとおりです。

公害苦情総件数に対する水質汚濁に係る公害苦情件数は、多摩市で約 3%~17%、稲城市で約 1%~7%の比率となっています。

表 8.2-17 水質汚濁に係る公害苦情件数等

区 分		市 名	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
公害苦情件数	水質汚濁に係る苦情件数 (件)	多摩市	17	14	18	16	3
		稲城市	1	4	1	1	2
	総苦情件数 (件)	多摩市	100	165	126	112	107
		稲城市	72	60	74	107	145
比率 (%)	多摩市	17.0	8.5	14.3	14.3	2.8	
	稲城市	1.4	6.7	1.4	0.9	1.4	

注) 「比率」は、水質汚濁に係る苦情件数の総苦情件数に対する比率です。

資料: 「公害苦情統計調査」(平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)

8.2.5 土壌汚染

(1) 土壌汚染の状況

計画道路及びその周辺には、平成 30 年 12 月現在、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）に基づく「要措置区域」または「形質変更時要届出区域」は存在していません（「要措置区域等の指定状況」（平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ））。

計画道路内の土地は、昭和 48 年頃までは山林、田、畑、荒地（一部に道路）として利用されてきました。昭和 54 年頃から徐々に南多摩尾根幹線の暫定整備のための造成が始まり、現在は道路、荒地、樹木地となっています。稲城市百村 61 番地内には、昭和 36 年からガソリンスタンドが存在していましたが、南多摩尾根幹線の暫定整備により、平成 16 年には無くなっています。当該ガソリンスタンドは、ガソリンへの鉛の添加が完全に廃止された昭和 61 年（1986 年）以前から存在していたため、ベンゼン及び鉛の有害物質取扱事業者に該当しました。

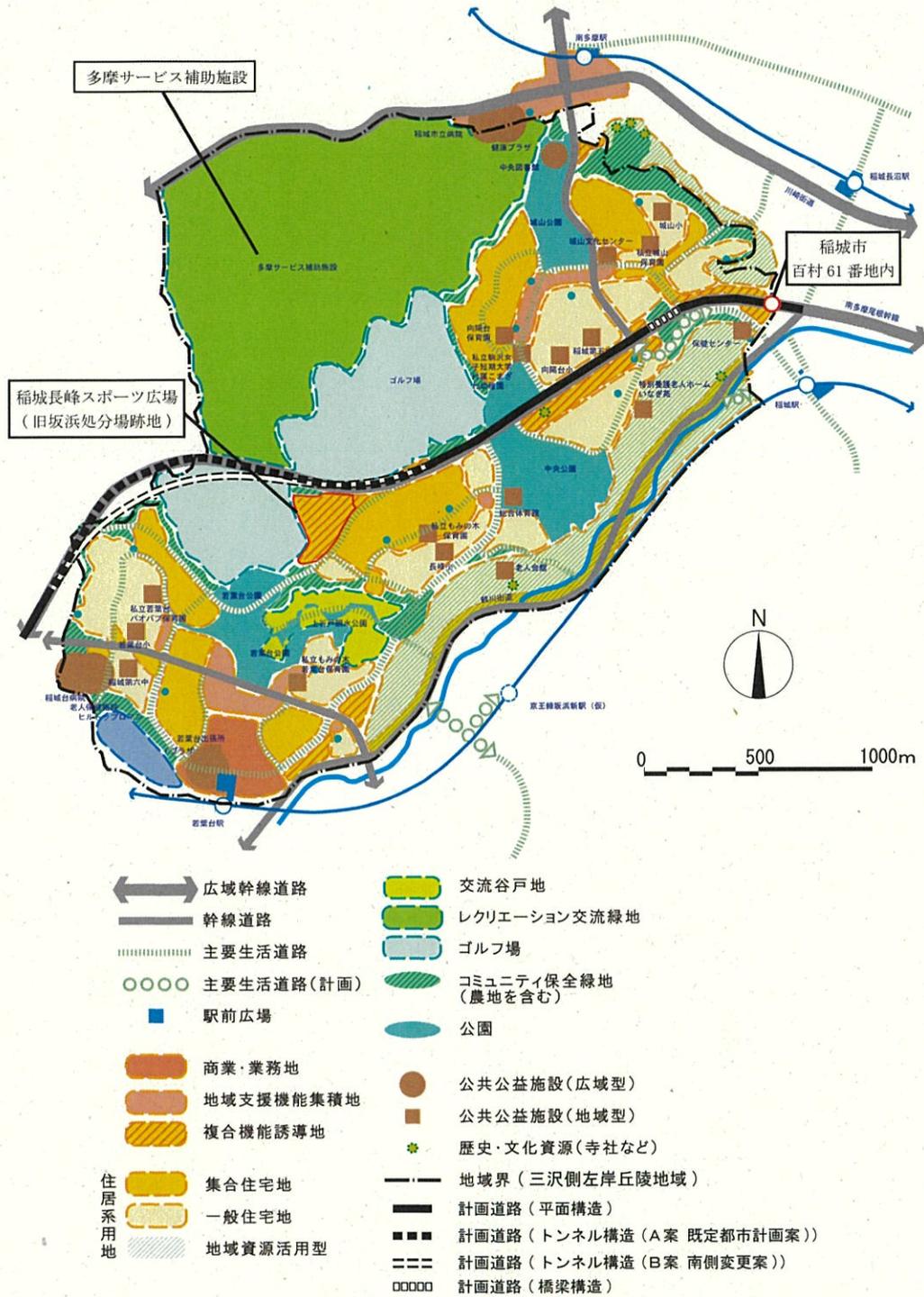
このため、東京都は環境確保条例第 117 条に基づき、平成 15 年に「土地利用の履歴等調査届出書」を提出し、実施した現地調査においては、ベンゼンは検出されませんでした。当時は、ベンゼンが検出されなかった場合は、汚染なしとして調査を完了することとなっていたため、平成 16 年に「土壌汚染状況調査報告書」を提出し、調査及び手続を完了しました。その後、土壌汚染対策法の改正があり、本事業も同法 4 条に基づく届出の対象となる可能性があるため、土壌汚染のおそれがないものとは判断できません。

上記以外の計画道路内については、有害物質の取扱事業所、有害物質又は有害物質による汚染された土壌を埋め立てた経緯のある土地も見当たらないことから、有害物質による土壌汚染はないものと考えられます。

このほか、計画道路の周辺には稲城長峰スポーツ広場及び多摩サービス補助施設がありますが、いずれも計画道路は通過しません。

稲城長峰スポーツ広場は、昭和 39 年から糞尿処理場、その後、危険物処理場や不燃物埋没処分地、産業廃棄物処分場として使用され、昭和 61 年に閉鎖されました。このため、独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）による造成が行われ、廃棄物の飛散防止策が講じられましたが、観測井戸の設置などによりモニタリングを継続し、平成 18 年に環境基準を超過するダイオキシンが検出されました。その後、東京都による調査が実施され、「飲用に供される井戸水がない」、「周辺への汚染拡散が認められない」という見解が示されました。また、稲城市は、平成 19 年に専門家などの第三者を含めた、「坂浜処分場調査・対策等検討委員会」を設置し、平成 21 年に同委員会において、「ダイオキシン類は敷地内に封じ込められている」、「健康項目について、周辺環境及び周辺住民の健康に影響を及ぼすことはない」との提言があり、土地利用には制限があるものの、安全であることが確認されました。その後、稲城市は、市民参加による長峰多目的広場ワークショップを設置し、旧坂浜処分場跡地の土地活用を検討した結果、稲城長峰スポーツ広場はサッカー場を中心としたスポーツ施設等として利用されています。（「長峰多目的広場土地活用検討報告書」（平成 24 年 9 月 長峰多目的広場ワークショップ）「旧坂浜処分場跡地の土地利用方針」（平成 27 年 4 月 稲城市））。

また、多摩サービス補助施設は、旧日本陸軍多摩火工製造所であり、接収当時は弾薬庫として使用されていましたが、現在は、ゴルフ場、キャンプ場、野外スポーツ施設等を備えた、米軍人とその家族のためのレクリエーション施設となっています。



資料：「稲城市都市計画マスタープラン2012年度改訂版」(平成25年3月 稲城市)

図 8.2-10 稲城長峰スポーツ広場等位置図

(2) 公害苦情の状況

多摩市及び稲城市における平成 24 年度から平成 28 年度の土壌汚染に係る公害苦情は発生しておりません(「公害苦情統計調査」平成 30 年 12 月閲覧 東京都環境局ホームページ)。